

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。まず、インボイス制度について伺います。

2019年10月に消費税が10%に増税され景気の低迷が続く中、新型コロナウイルスの感染拡大により中小企業の売上げはさらに落ち込み、深刻さを増しています。消費税は売上げにかかった税額から仕入れにかかった税額を差し引いて納税する仕組みですが、2023年10月から導入されるインボイス制度実施に向けて、昨年10月からインボイスの発行事業者の登録申請が始まりました。

インボイス（適格請求書等保存方式）とは税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにより取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものです。このインボイスと呼ばれる伝票を基に、消費税の納税額を計算する仕組みがインボイス制度です。現行の帳簿方式では、課税売上が1,000万円以下で消費税の納税が免税されている免税業者から課税業者が仕入れをしても、仕入税額控除ができます。しかし、2023年10月に納税額の計算方法が適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げに係る消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうこととなります。

そもそも免税業者は税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえないため、課税業者は免税業者からの仕入れをやめるなど、免税業者は取引から排除される心配があります。あるいは、単価の引下げを求められることや課税業者になるように要求され消費税の納入が必要になるなど、免税業者は廃業の危機に瀕することとなります。免税業者は個人事業主も含まれます。零細の飲食店や建設業の一人親方、農漁業者など幅広い事業者が影響を受けることとなります。そこで伺います。

1点目、インボイス制度の影響をどう見ているのか。また、1,000万円以下の免税事業者はどのくらいいるのか伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

インボイス制度の影響をどう見ているかについて答弁いたします。

インボイス制度の概要につきましては議員が述べられたところと一部重複する部分もございますが、国は2019（令和元）年10月に10%への消費税率引上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入いたしました。それに伴い、国

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

は8%と10%の複数税率制度での適正な課税を行うため、2023（令和5）年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入するものでございます。

インボイス制度が導入されますと、消費税の課税事業者は免税事業者から行った仕入れに係る消費税については仕入税額の控除を受けることができないため、税負担が増加することが考えられます。また、免税事業者は適格請求書、つまりインボイスが発行できないため、課税事業者から取引条件を見直しされる可能性があります。インボイス発行事業者への登録申請の受付は2021（令和3）年10月1日から既に始まっており、インボイスの発行を希望する事業者、特に免税事業者におかれましては、税務署に消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者への転換や登録申請を検討する必要があると考えます。

また、1,000万円以下の消費税免税事業者数については、町では把握することができません。令和3年度個人住民税における収入で営業収入がある方は586人で、そのうち1,000万円以下の方は481人です。また、農業収入がある方は35人で、そのうち1,000万円以下の方は24人です。この数字は消費税の免税事業者数ではございませんので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

内閣の消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の資料を見ると、インボイス導入後への事業者の不安を収めようとして、インボイス導入後も経過措置があるから大丈夫だと説明していますが、初めの3年間はインボイスがなくても8割の仕入税額控除ができますが、その後3年間は5割の控除です。経過措置はありますが6年後には全面実施になります。影響を多少は遅らせることはできますが、最終的には税額控除は一切できません。また、販売先が消費者や免税者、簡易課税者ならインボイスは不要だと政府は説明しています。

消費税の納税額の計算は、年間売上が1,000万円以下の小規模な事業者については消費税の納税が免除されています。ですから、納税額の計算も不要です。年間売上が5,000万円以下の場合は簡易課税という方式を選択できます。仕入税額控除を実際の仕入額から計算するのではなく、消費税で定められたみなし税率で計算します。みなし税率については小売業が8割、製造業が7割、飲食店が6割、サービス業5割などを乗じて計算する方式です。簡易課税を選択していない課税業者は本則課税とって、売上額と仕入額から納税額を計算します。同じものを仕入れても本則課税ではインボイスが必要ですが、簡易課税であればインボイスを必要としません。

ほかにも、自動販売機による販売や切手を貼ってポストに入れる場合の郵送料、鉄道、バス運

賃など、紙のインボイスをやり取りするものが難しい取引形態ではインボイスの対象外となります。取引先がインボイスを必要とするかどうか分からず、経済取引に大変な混乱を招きます。インボイスが発行できないからといって一方的に取引を打ち切ったり、消費税分を丸々値引きすることは優先地位の乱用として独占禁止法で規制されているからできないとも説明していますが、双方の合意という形を取れば独占禁止法の制限外になります。政府が不安の火消しに躍起になっているのは、逆に言えばそれだけインボイスが事業者負担をもたらすものであるという証拠でもあります。

日本米穀商連合会は「インボイスは平時につくられた制度。コロナ禍のこの時期に実施するのは許せない。」とコメントしていますし、日本商工会議所や中小企業団体中央会などの官製商工団体も、凍結、見直しの声を上げています。日本商工会議所の調査では、インボイスが導入されれば4%の事業者が廃業を検討しているということが明らかになりました。

それでは、何人いるのかということではですね、1,000万円以下の方が481名、農業収入が24名ということですが、この全ての方々がインボイスの対象になるわけではありません。インボイスの対象となるのは商店や町工場の自営業者、大工の一人親方、個人タクシー、ホステス、ヤクルトの配達員、電気やガスの検針員、最近増えているウーバーイーツなど、実際には非正規労働者と同じような勤労形態であっても、雇用契約によらない場合は事業者になります。農業者や漁業者は農協や漁協が販売の委託を受けて行い、市場に出荷する場合は無条件委託かつ共同計算方式によりインボイス発行は免除されます。しかし産直センターや事業所、スーパーなどと取引する場合はインボイスが生じます。

全国に70万人いるというシルバー人材センターの会員もこの事業者になり、問題となっています。与える影響は、税金額としては200億円、1,300か所ある人材センターが約1,500万円の影響を受けるといいます。シルバー人材センターの会員さんはですね、大体1人40万円ぐらいの収入ですので、これを簡易課税で計算しますと約2万円の納税が発生するということになります。そこでですね、周知の問題を伺います。

事業者の中に混乱が予想されるが、相談窓口の設置が必要と思うがどう考えるのか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和5年10月より開始されるインボイス制度に関する相談窓口につきましては、芦屋町商工会が今年7月と9月にインボイス及び電子帳簿保存法対応セミナー講習会を開催する予定となっております。この講習会は事前申込みが必要ですが、会員・非会員を問わず参加できるものとなっております。7月号の広報でもお知らせをする予定としております。なお同様の講習会は、制度の

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

開始に向けて今後も定期的に開催していく見込みであると伺っております。また、税務署においてもインボイス導入に関する説明会が月1回程度開催されており、今後も継続される見込みと税務署からも伺っているところでございます。

町としましては、インボイス導入に関する情報や事業者の方が参加できる説明会などの情報を適宜提供していくとともに、問合せ先の御案内など制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

インボイスのですね、影響は多くの国民に及び、フリーランスなんかも入りますので、これらを含めると約1,000万人が対象になるというふうに言われています。で、今年の2月の時点のですね、登録者がですね、約20万人ということで現在もう少し増えていると思いますけど、そういった点ではですね、相当な方がまだ登録をしていないという、「分からない。」「知らない。」という、そういったところなんです。事業者の中に混乱が起らないように町内事業者への制度への周知説明会を行い、必要な対応、そして役場にですね、ぜひ相談窓口をつくることを求めます。

それでは3点目のですね、町の企業会計への影響は考えられるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

公共下水道事業会計への影響と申しますと、町が徴収しています井戸水分の下水道使用料をインボイス対応ができるシステム改修に要する費用が発生するということとなります。

また、事務処理に関することは現時点で特段の影響はないものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

ボートレース事業会計もインボイス制度に対応する必要があります。ボートレース事業の会計システムは平成28年度に導入しており更新を検討する時期であるため、システム改修ではなく令和5年度にインボイスに対応している新たな会計システムを導入したいと考えています。

事務処理については導入時に入力作業などが多少煩雑になることは考えられますが、その後は定例的な事務に移行していくものと思っています。

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくですね、このインボイス制度の導入によって町が発注する工事や役務、物品納入などにおいて、今まで入れられていたのが入れられなくなるような事業者が出ないようにですね、ぜひですね、その点はしっかり守っていただきたいというふうに思います。

それでは先ほども言われましたけど、このインボイス制度の導入によりですね、システム改修が必要になりますが、その時期と金額はどのくらいになるのかをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

下水道使用料システム改修業務委託料としまして、本年度の令和4年度に121万円の予算を計上しております。また、具体的には7月頃に発注をかけて年内をめどにシステム改修し、本稼働である来年度10月に向けて試運転をしていく手はずとしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

ボートレース事業のほうは現在検討中ですので金額はまだ出ていませんが、前回の更新時にかかった費用が約600万円でしたので、同額程度は必要ではないかと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、分かりました。

それではですね、4点目の、町長は会社の経営者の経験からインボイスの導入をどのように考えるか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の御質問ですが、この問題はですね、国でもう、川上議員は共産党で、各党の自民党、

公明党、国のほうでさんざん論議されて決定されて今日まで来てるということですね、それで皆さんも今日、議員の皆さん方もそうでしょうが「インボイスって大体何か、これは。」とか言うてですね、というような話になろうかと思うんですが、ただ、今ずっと話が出ておりますように、我が町芦屋町でもやはり関係する業者がたくさんいらっしゃいます。それにはどういう、町として手助けができるかということであろうかと思えます。

それで課長が先ほどからるる申しあげましたように、事業者の皆さんにしっかりした正確な話、それからどう取り組んでいいかということですね、何度か研修会とか勉強会とか、そういうことで町としての責任は果たしたいと思っておるわけでありまして。やはり1番しっかり商売人の方の指導をしていただかなければならないのは、やはり商工会であろうかと思っております。商工会、税務署など関係機関と連携しながら制度の正確な周知、事前準備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

このインボイスに関してはですね、いろんな団体からも国に対して意見が上がってまして、議会からも242件の意見書が——凍結・廃止の意見書が上がってます。福岡県も11市町村と、福岡県議会自体もやはりこれは地元の商工者に対して大きな影響があるということで、凍結のですね、意見書を上げています。

先ほどのですね、課長の答弁でもあったように、課税事業者は税負担が増加すること、免税事業者はインボイスが発行できないため、課税事業者との取引条件を見直されることが考えられます。そして、取引先は仕入税控除額を計算するときにインボイスに記載された消費税額を合計して計算し、その計算が正しいことを証明する証拠として受け取ったインボイスを7年間にわたり保存する必要があります。また、事業者のほうは税務調査があれば見せられるようにインボイスの控えを7年間保存しなければなりません。こういったふうにですね、やっぱり複雑な実務があります。

特に私がね、怒りに思うのはシルバー人材センターの件なんですけど、シルバー人材センターもやっぱり大変な状況になるということで国会でも追及されたんですけど、これに対してですね、政府は会員に負担がかからないように発注者の地方自治体に適正価格の設定を要請したということで、消費税とかインボイスによって取られて実質的に減ってくるから、その分は地方自治体が負担しなさいという、そういったことをね、国会で答弁しているということで、本当にもう地方自治体にですね、こういったことをなすりつける形ということで、本当にこう、先ほども言いま

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

したように地方自治体からもですね、多くの意見書が上がっているというふうに思います。やはり、私は今からでもですね、この町民を守る立場からすればですね、インボイス制度にですね、反対の声を表明すべきだということを申し上げて、この質問を終わります。

続いて、加齢性難聴の補聴器購入助成について。

年を取ると耳が遠くなる、いわゆる加齢性難聴は日常生活を不便にするだけではなく社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、うつ病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになりました。耳が遠いことは目に見えない障害です。軽く考えがちですが、難聴への対応を個人任せにせず社会的に取り組むことが必要になっています。

2012年に政府が策定した新オレンジプランでも、難聴等が認知症の危険因子とされていることや、難聴の早期診断・早期対応により補聴器を装用した活発なコミュニケーションが発症予防につながる可能性が示唆されています。また、2017年に開かれた認知予防のアルツハイマー病協会国際会議では、認知症の修正可能な心のリスク要因の1つに難聴が挙げられ、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながることも指摘されています。

国の制度としては障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があります。しかし、聴力が70デシベル以上の重度・高度に限っており対象者も僅かで、約9割の方が自己負担で補聴器を購入しています。国の制度から外れた中等度の難聴者を対象にして補助制度をつくる自治体が増えています。多くが2万円～3万円の現金給付です。補聴器は30万円～40万円のものが多いのですが、「補助があればそれでも助かる。」と喜ばれています。

芦屋町でも医療の観点から補聴器購入助成を行うべきではないですか。これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補聴器購入助成制度について御回答させていただきます。

加齢性難聴により高齢者が家族や周囲の方とのコミュニケーションをとることが難しくなると、社会参加にも自信がなくなり家に籠もりがちになることなどが考えられ、このことにより認知機能が低下し、うつ病や認知症の要因になっていることが国の研究等により判明してきております。しかし、議員御指摘のとおり補聴器に関する国の制度としましては、障害者総合支援法の補装具費支給制度しかございません。

現在、この制度に該当しない方を対象とした助成制度を策定する自治体が全国で少しずつ増えており、福岡県内では田川市が助成を行っております。田川市に助成制度の活用状況を確認しましたところ、年間でごく僅かな申請状況と聞いております。あまり活用されていないなというふ

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

うな印象を受けました。

補聴器を使用することは、高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸にもつながると思いますので、国において認知症予防につながる対応策として広く啓発するとともに全国統一の公的支援制度、こちらを創設すべきであるというふうに考えます。よって、県を通じて国に要望を行ってまいりたいと思います。

なお、町の助成制度の創設につきましては、国や県の施策の動向について注視してまいりますとともに県内各市町村の状況等を情報収集し、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

補聴器購入費助成をしている自治体は全国で50区市町村あり、特に東京都5区、1市1村が助成をしています。港区では助成の対象が60歳以上で、助成額は上限13万7,000円を行っています。現物給付を行っている自治体もあります。補聴器の耐用年数が約5年、耳の状態が変わることもあるということで、最初の交付後5年を過ぎれば再度申請が可能な自治体も生まれており、購入費助成制度が広がっています。

補聴器を購入した方の話を伺うと、補聴器をつけることで今まで聞こえなかった声が聞こえるようになり、うるさいと感じたり雑音と感じたりして、つけない方も少なくありません。眼鏡と違ってすぐにくっきりと見えるものではなく、何らかの聴覚トレーニングを行い、ノイズの中で言葉を聞き取る能力が高くなり、記憶力も注意力もよくなることが分かっています。こうした調整を行う専門家が認定補聴器技能者です。個人差はありますが3か月くらいのトレーニングで装着ができ、違和感がなくなってくるそうです。このように補聴器を上手に使いこなすには専門のフォローが欠かせません。

認知症予防の観点から、町で補聴器相談医や認定補聴器技能者に相談できる体制づくりが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の補聴器に対する相談対応の支援ということでございますが、月に2回、第2・第4月曜に役場4階の会議室にて補聴器業者による巡回相談を行っております。既に補聴器を持っている方に対しましては、現在使用している補聴器の軽微な調整や本人に合っているものなのかの相談対応をしております。補聴器を所有していない方に対しましては簡易な検査をして、必要性がある

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

方に対しては耳鼻科の案内などを行っております。利用者は毎回2人から1人の利用者があるというふうに聞いています。巡回相談の広報につきましては、広報あしやの暮らしの情報カレンダーに掲載し、毎月周知を行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは最後に町長に伺います。

加齢に伴うほかの障害や疾病に対する公的支援は、白内障では眼内レンズが保険適用されています。入れ歯にも保険適用されています。介護保険では、足腰が不自由になると歩行器、歩行補助杖などが1割負担で給付されます。補聴器だけが、重度の難聴者以外は全額自己負担なのです。補聴器への給付など加齢性の難聴への支援については国による公的支援を設けることが本来必要ですが、国の対策をまつだけではなく、高齢者の社会参加を促進し介護予防に力を入れる芦屋町においても、幾つかの自治体が行っているように独自の支援策を設けるべきではないでしょうか。

令和4年第1回臨時会で、芦屋町アピランスケア事業の予算が計上されました。がん患者等の治療に伴う心理的負担を軽減し、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図る患者への思いをはせた施策として評価するものです。同じように加齢性難聴者への補聴器助成を町でも行うべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今日はいろいろな、目とかね、いろんな補助金の要求があっておるわけですが、いずれにせよですね、これは先ほどから言われましたように、必ず先行でやる自治体、そうでなく様子を見るとかですね、財政問題とかいろんな形の中で凸凹が必ずできるわけですが。

先ほどから課長がですね、るるいろいろ議員の質問に答えておりましたとおりでありましてですね、福岡県でも田川市だけということで、それもその次の応募というのではないということで、やはりこのことについては、やはり議員も言われましたように国の施策としてですね、しっかりこの高齢化社会で楽しく生活していくためには、やっぱり国の施策としてしっかりやってもらわなければならないと思っております。これは恐らく、多くの国会議員それから全国に県議員がいらっしゃいますが、国・県の議員さんたちも同じような考えであろうと思えます。

近々そういうような国や県の動向がはつきり見えてくるのではないかと、それを注視したいと思っております。

令和4年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。